

横浜市による土壌汚染対策の取り組み

平成25年3月27日

横浜市 環境創造局 環境保全部
水・土壌環境課 土壌対策担当

横浜市の土壌汚染対策

これまでの経緯

横浜市の土壌・地下水汚染対策 これまでの経緯



昭和61年9月

横浜市工場等跡地土壌汚染対策指導要綱

平成10年4月

神奈川県生活環境の保全等に関する条例

平成15年2月

土壌汚染対策法

平成17年4月

横浜市生活環境の保全等に関する条例

平成24年10月 改正

平成24年10月 改正

平成22年4月 改正

横浜市工場等跡地土壌汚染対策指導要綱 制定の経緯



■ 市街地の工場移転及び再開発

臨海部に埋立地を造成し、市内に散在する工場を移転

⇒ 移転後の工場跡地における再開発事業を推進

- ・ 工場跡地は比較的人口の密集している地帯に立地している
- ・ 再開発事業における公害防止に関する積極的な指導している

■ 土壌汚染問題の顕在化

昭和48年頃

横浜市内の化学工場跡地で、水銀・PCBによる土壌汚染が発覚し、汚染土壌の処理について指導

～昭和61年まで

市街地の土壌汚染対策として、工場等跡地の調査・汚染土壌の処理処分について40数件の指導を実施

横浜市公害対策審議会
水質部会による検討・報告



- ◆市街地土壌汚染に係る暫定対策指針（市街地土壌汚染問題検討会報告・昭和61年1月環境庁）
- ◆公有財産所得事前協議事務取扱要綱（東京都）

昭和61年9月

横浜市工場等跡地土壌汚染対策指導要綱

- **対象物質** … カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ひ素、全水銀、PCB
平成7年7月改正で追加
アルキル水銀化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、セレン
- **調査等の実施主体** … 対象物質を使用し、又は保管して事業活動を行っている工場又は事業場の事業者
- **調査の契機** … 工場等の移転又は廃止をしようとする場合で、跡地の面積が1,000㎡以上のもの（メッキ業又は表面処理業に係る跡地にあつては、未満のものを含む）
- **調査方法** … 概況調査、1,000㎡につき1区画（3,000㎡未満は3区画）とする表土調査・ボーリング調査・地下水調査
- **措置等** …
 - ・ **含有量基準**に不適合の場合は、舗装工・覆土工等
 - ・ **溶出量基準**に不適合の場合は、遮水工・遮断工・コンクリート固形化・不溶化処理等

- **対象物質** … 土対法の特定有害物質25項目 + ダイオキシン類
 - ・平成14年7月改正で、「ほう素」を追加
 - ・平成16年4月改正で「フェノール類」を削除し、平成16年10月改正で「ダイオキシン類」を追加
- **調査等の実施主体** …
 - ① 対象物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する事業所を設置している者
 - ② ①の事業所の敷地（過去に敷地であった土地も含む）で区画形質の変更を行おうとする者
- **記録の管理** … ①の事業所設置者に対象物質の使用状況等の記録義務等あり
- **調査の契機** … ①の事業所の廃止、②の土地の区画形質の変更
- **調査方法** … 聞取り・現場踏査等による調査、表土調査・ガス調査・ボーリング調査・地下水調査（試料採取方法は条例・規則に規定なし）
- **措置等** …
 - ① 調査結果の公表
 - ② 区画形質の変更に伴う公害を防止するために必要な計画の作成・実施、計画実施に係る周知

横浜市生活環境の保全等に関する条例 制定等の経緯



横浜市における環境保全に関する新たな条例等の制度のあり方について(答申)

■ 条例策定の必要性

- ◆川崎市公害防止等生活環境の保全等に関する条例の制定(平成11年)
- ◆都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の制定(平成12年)

⇒横浜でも、これまで先駆的に行ってきた公害対策を継承するとともに、大都市横浜に特有害な環境問題に積極的に対応すべく、横浜市にふさわしい条例を策定する必要がある。

■ 土壌汚染対策

要綱と県条例の内容を盛り込み充実させるべきであるが、土対法とも整合を図る必要がある。

平成14年7月

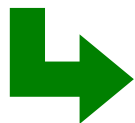
横浜市環境審議会

- ◆地方自治法の改正による地方分権の推進(平成12年)

⇒行政手続の透明性・公平性を確保する必要があるため、各種の要綱・指針についても条例化する必要がある。

■ 地下水汚染対策

県条例の内容と同等するのが適当である。



平成15年4月施行
平成17年4月改正

横浜市生活環境の保全等に関する条例

- **対象物質** … 土対法の特定有害物質25項目 + ダイオキシン類
- **調査等の実施主体** … ① 対象物質を製造し、使用し、処理し、保管し、発生させ、又は排出する事業所を設置している者
〔 事業所設置者が所在不明その他の理由により調査を行うことができない場合 ⇒ 土地の所有者等 〕
② ①の事業所の敷地（過去に敷地であった土地も含む）で形質の変更を行おうとする者
- **記録の管理** … ①の事業所設置者に対象物質の使用状況等の記録義務等あり
- **調査の契機** … ①の事業所の廃止・一部廃止、②の土地の形質の変更
- **調査方法** … 聞取り・現場踏査等による調査、表土調査・ガス調査・ボーリング調査・地下水調査（試料採取方法は条例・規則に規定なし）
- **措置等** …
 - ・ 土壌汚染対策計画（※）の作成・実施、計画実施に係る周知
 - （※）計画の内容について条例・規則に規定がなく、「土対法・ガイドラインを参考とする」との行政指導
 - ・ 調査結果・対策実施の状況等に係る台帳の閲覧（公表）

横浜市の土壌汚染対策

平成24年10月条例改正における主な改正事項

対象物質

● 土壤汚染有害物質

- ・ 特定有害物質（土対法の対象物質）
- ・ ダイオキシン類

対象事業所

● 土壤汚染有害物質使用事業所

土壤汚染有害物質を製造し、使用し、
処理し、保管し、発生させ、又は排出
する事業所

対象となる土地

● 土壤汚染有害物質使用地

土壤汚染有害物質使用事業所の敷地
である(又は敷地であった)土地

調査の契機となる行為

● 土壤汚染有害物質
使用事業所の廃止

● 土壤汚染有害物質使用地
の一部廃止(一部譲渡等)

● 土壤汚染有害物質使用地
における土地の形質の変更

※ 土対法と手続が重複する
場合あり

新条例 調査等の対象となる物質・土地等

対象物質

- 特定有害物質 (第7章 第2節の2)
- ダイオキシン類 (第7章 第2節の3)

対象事業所①

■ 特定有害物質使用等事業所

特定有害物質(又はこれを含む固体・液体)の製造・使用・処理・保管・貯蔵を行う事業所(又は過去において行った事業所)

対象事業所②

■ ダイオキシン類管理対象事業所

ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設を設置する事業所

対象となる土地①

■ 特定有害物質使用等事業所の敷地である土地

対象となる土地②

■ ダイオキシン類管理対象地

ダイオキシン類管理対象事業所の敷地である(又は敷地であった)土地

新条例 調査等の対象となる土地・行為等

対象事業所①

■ 特定有害物質使用等事業所

対象事業所②

■ ダイオキシン類管理対象事業所

対象となる土地①

■ 特定有害物質使用等事業所の敷地である土地

対象となる土地②

■ ダイオキシン類管理対象地

調査の契機となる行為

■ 特定有害物質使用等事業所(ダイオキシン類管理対象事業所)の廃止

■ 特定有害物質使用等事業所の敷地(ダイオキシン類管理対象地)の一部廃止

■ 特定有害物質使用等事業所の敷地(ダイオキシン類管理対象地)の土地の形質の変更

■ 2,000㎡以上3,000㎡未満の土地の形質の変更

旧条例 調査の実施主体・手続等

調査の契機となる行為

- ① 土壤汚染有害物質使用事業所の廃止
- ② 土壤汚染有害物質使用地の一部廃止
- ③ 土壤汚染有害物質使用地の土地の形質の変更

調査の実施主体が土対法の「土地の所有者等」と異なる
⇒ 土対法に基づく調査・報告の手続と重複する場合があった

● 事前の届出義務

【届出者】

- ① 土壤汚染有害物質使用事業所の設置者 (※)
- ② //
- ③ 土地の形質の変更を行おうとする者
(※) 事業所設置者が所在不明その他の理由により調査を行うことができない ⇒ 土地の所有者等



● 届出者が調査計画を提出



● 計画の提出者が調査を実施し、結果を報告

新条例 調査の実施主体・手続等①

土対法第3条と同様の制度

調査の契機となる行為

- 特定有害物質使用等事業所の廃止
- 特定有害物質使用等事業所の敷地の一部廃止

- 特定有害物質使用等事業所の敷地の土地の形質の変更
- 2,000m²以上3,000m²未満の土地の形質の変更

- ダイオキシン類管理対象事業所の廃止
- ダイオキシン類管理対象地の一部廃止
- ダイオキシン類管理対象地の土地の形質の変更

- 廃止した日から30日以内の届出義務

【届出者】
特定有害物質使用等事業所の設置者

- 届出者と土地の所有者等が異なる場合
⇒ 土地の所有者等に事業所廃止等の旨を通知

- 廃止日又は通知日
⇒ 土地の所有者等に調査・結果報告の義務
- ※ 土対法に基づく調査が行われた場合等は適用外

新条例 調査の実施主体・手続等②

土対法第4条と同様の制度

調査の契機となる行為

- 特定有害物質使用等事業所の廃止
- 特定有害物質使用等事業所の敷地の一部廃止

- 特定有害物質使用等事業所の敷地の土地の形質の変更
- 2,000m²以上3,000m²未満の土地の形質の変更

- ダイオキシン類管理対象事業所の廃止
- ダイオキシン類管理対象地の一部廃止
- ダイオキシン類管理対象地の土地の形質の変更

- 形質変更に着手する日の30日前までの届出義務

【届出者】

形質変更をしようとする者

- ※ 土対法・市条例に基づく形質変更の届出が行われた場合等は適用外

【添付書類】

土地の所有者等の同意書
(届出者と異なる場合)

土壌汚染のおそれあり

⇒ 市長から土地の所有者等に調査命令

- 土地の所有者等に調査・結果報告の義務

新条例 調査の実施主体・手続等③

旧条例とほぼ同様の制度

調査の契機となる行為

- 特定有害物質使用等事業所の廃止
- 特定有害物質使用等事業所の敷地の一部廃止

- 特定有害物質使用等事業所の敷地の土地の形質の変更
- 2,000m²以上3,000m²未満の土地の形質の変更

- ① ダイオキシン類管理対象事業所の廃止
- ② ダイオキシン類管理対象地の一部廃止
- ③ ダイオキシン類管理対象地の土地の形質の変更

- ① 廃止した日から30日以内の届出義務
- ②③ 形質変更に着手する日の30日前までの届出義務

【届出者】

- ① ダイオキシン類管理対象事業所の設置者
- ②③ 土地の一部廃止(又は土地の形質の変更)を行おうとする者



- 届出者に調査・報告の義務

※ 旧条例における「調査計画の提出」を省略

新条例 土対法の制度を導入したもの

■ 条例土壌汚染状況調査

- 条例土壌汚染状況調査(条例に基づく特定有害物質に関する調査)の方法は「**土壌汚染状況調査**」の例による
- 条例土壌汚染状況調査は「**指定調査機関**」が実施

■ 条例要措置区域・条例形質変更時要届出区域の指定等

- 条例要措置区域等の指定・解除に関する基準等は「**要措置区域等**」に関するものと同様
- 条例要措置区域は「**要措置区域**」と同要の措置等が必要
- 条例形質変更要届出区域は「**形質変更時要届出区域**」と同様の届出手続等が必要

■ 条例汚染土壌の搬出

- 条例要措置区域等内の「条例汚染土壌」の搬出は、**要措置区域等内の「汚染土壌」**と同様の届出手続・管理票交付等が必要

■ 台帳

- 条例要措置区域等の「台帳」を**要措置区域等**と同様に調製・窓口閲覧

新条例 **ダイオキシン類管理対象地における措置等**

- ① ダイオキシン類管理対象事業所の廃止
 - ② ダイオキシン類管理対象地の一部廃止
 - ③ ダイオキシン類管理対象地の土地の形質の変更
- } を契機とした調査

ダイオキシン類の基準 (1,000 pg-TEQ/g以下) に不適合

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策地域の指定を検討(神奈川県)

ダイオキシン類管理対象地において土地の形質の変更を行う場合

- 形質変更を行う者の措置実施・報告の義務
 - ・ 形質変更に伴う汚染土壌に起因する公害を防止する措置

新条例 市条例独自の制度

■ 土壌汚染による地下水への影響の調査

- 土壌汚染状況調査(土対法に基づく調査)又は条例土壌汚染状況調査の結果が土壌溶出量基準に適合しなかった場合は、土壌調査をさせた者(土地の所有者等)が土壌汚染による地下水への影響を引き続き調査する
 - ※ ダイオキシン類の基準(1,000pg-TEQ/g以下)に適合しなかった場合も同様
- 地下水汚染が確認された場合は、第7章第1節「地下水の水質の浄化対策」の指導に移行する場合あり

■ 周辺住民への周知

- 要措置区域等又は条例要措置区域等(法又は条例に基づいて指定された区域)内において措置又は形質変更を実施する場合は、実施しようとする者が周辺住民等にその旨を周知する

■ 汚染土壌による埋立て等の禁止等

- 汚染土壌(特定有害物質の土壌含有量基準・土壌溶出量基準又はダイオキシン類の基準に適合しない土壌)の埋立て等(埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積)を原則禁止する

横浜市における土壌汚染に関する情報を ウェブサイトに掲載しています

[http://www.city.yokohama.lg.jp/
kankyo/kaihatsu/kisei/dojo/](http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kaihatsu/kisei/dojo/)

横浜市 土壌汚染

検索 

- ※ 台帳情報はウェブサイトに掲載していますが、詳細については、**必ず**台帳閲覧場所(水・土壌環境課窓口)で確認してください。